

報道関係各位



2014年4月8日

NEWS RELEASE

日亜化学工業を提訴しました

——プレスリリースで虚偽の事実を公表したことによる不正競争行為——

株式会社立花エレテック（東証一部上場、本社・大阪市西区、渡邊武雄社長 以下「当社」）は、4月8日、日亜化学工業株式会社（本社・徳島県阿南市、小川英治社長 以下「日亜化学」）を提訴しました。日亜化学は2011年10月、同社の特許権を侵害する製品を当社が輸入、販売等したとして当社を提訴しましたが、その事実はなく、一審、二審とも当社の主張を認め日亜化学の請求を棄却しました。事実を確認せずプレスリリースで虚偽の事実を公表した日亜化学の行為は、当社の営業上の信用を著しく傷つけるもので、不正競争行為（営業誹謗行為）及び不法行為であると判断、損害賠償請求を行いました。

【今回の提訴の内容】

日亜化学は、当社が台湾エバーライト・エレクトロニクス社（以下、「エバーライト社」）製の白色LED（発光ダイオード）製品を輸入販売し、日亜化学が保有している特許権（登録番号4530094号）を侵害していると訴え、日亜化学のホームページ上に当社名を公表しました。プレスリリースでは「昨今の中韓台LEDチップ及びパッケージメーカーによる、特許権を無視した日本市場での行動は目に余るものがあります」とし、当社があたかも特許権侵害製品を販売したかのように記載しており、当社の信用を毀損するものであるため、500万円の損害賠償を求めて大阪地方裁判所に訴えました。

【経緯】

日亜化学の訴えに対して当社は「提訴の根拠となる事実確認もしないまま不当な訴えを受けた」とし、当初から全面的に争いました。2013年1月、東京地方裁判所は当社の主張を全面的に認め日亜化学の請求を棄却。しかし日亜化学は同年2月12日、知的財産高等裁判所に控訴しました。同年7月、知的財産高等裁判所も当社の主張を認め日亜化学の請求を棄却しましたが、同月、日亜化学は最高裁判所に上告受理申立を行っています。

【当社の見解】

技術商社を標榜する当社は、品質安全環境管理室内に知的財産管理担当を設置しており、知的財産権に関する法令遵守に努めています。一方で、根拠のない権利行使を行い公正な競争を妨げるような特許権者に対しては、決して妥協せず毅然とした対応をいたします。

本件に関するお問合せ先

〒550-8555 大阪市西区西本町1-13-25

総務部長 松橋 澄 (Tel : 06-6539-2718 matsuhashi@tachibana.co.jp)